

オーストラリアにおける資産運用業者等に対する金融法令関係での
免許・登録付与の現状に関する調査報告書

平成 31 年 3 月

PwC あらた有限責任監査法人

調査報告書の目的

本報告書は、「未来投資戦略 2018」を踏まえ、海外の優れた人材が日本で金融事業等を起業する動きを促進する観点から、国際金融センターを有するオーストラリアにおける金融法令関係での免許・登録付与の実務・制度運用面の実態を把握し、施策の参考に資するため、調査研究を行いその結果を報告するものである。

調査の概要

主要調査項目は、調査対象国であるオーストラリアにおける金融法令関係での免許・登録付与の実務・制度運用面の現状についてであり、以下の観点を踏まえて調査を行うものとする。

- 1 対象とする資産運用業者等は、投資一任業者、投資助言業者、ファンド業者とする。
- 2 調査内容は、免許・登録付与に関する金融法令、当局における免許・登録の仕組み、免許・登録に係る支援策の概要(これまでの変遷を含む)とする。
- 3 実際に当局から免許・登録付与された業者に対し、手続きに要したコストや実際の当局対応等に関してヒアリング等を行うことにより、実態面についても把握する。

本調査は、PwC あらた有限責任監査法人が受託して実施したものである。PwC あらた有限責任監査法人は、オーストラリアの免許・登録に係る規制等に関するデスクトップ調査を実施するとともに、2019年3月18日から同年3月20日にオーストラリア(シドニー)を訪問し、現地の規制当局、業界団体、資産運用業者、及び資産運用業者に対するサービスプロバイダーら計8団体に対して、免許・登録に係る実務、運用面の現状についてヒアリングを実施している。

調査の前提

オーストラリアにおいて金融ビジネスを営むには、AFS(Australian Financial Services)ライセンスの取得が必要となる。オーストラリアにおいては、法人、個人(事業主)、いずれでもAFSライセンスの取得は可能であるが、法人形態でのライセンスの取得が一般的であり、また日本との比較可能性を担保するため、法人によるライセンスの取得を対象として調査を実施した。

また、法人の設立にあたっては、法人設立登記、税務登録等の一定の手続きが必要であるが、これは一般に全ての法人に共通の事項であり、AFSライセンスの取得に直接関係するものではないため、調査の対象とはしていない。

目次

1. はじめに～オーストラリアの金融ビジネスと資産運用マーケット	4
(1) オーストラリアの家計金融資産の構成.....	4
(2) オーストラリアの投資信託残高	4
2. オーストラリアにおける金融当局及び金融法令の概要	5
3. AFS ライセンス申請手続の概要.....	6
(1) インターネットによる申請手続	6
(2) レギュラトリーガイドの整備.....	6
4. 申請書と証明書類	7
(1) フォーム FS01	7
(2) 必須の証明書類(Core Proof Documents)	8
(3) 追加の証明書類(Additional Proof Documents)	9
5. 金融サービスと金融商品の選択	10
(1) 金融サービスと金融商品の種類.....	10
(2) 資産運用業者が選択すべき金融サービスの種類.....	11
6. AFS ライセンス申請支援業者の存在	11
7. AFS ライセンス審査手続	12
8. AFS ライセンス認可に要する期間	12
9. AFS ライセンス取得に要するコスト.....	13
(1) AFS ライセンス費用	13
(2) AFCA への登録費用と年会費	14
(3) AFS ライセンス申請支援業者への費用.....	14
10. ライセンス認可実績に関するディスクロージャー	14
(1) ライセンス認可実績	15
(2) ASIC サービス憲章(ASIC Service Charter)	16
11. ライセンスに関連する規制動向	16
(1) AFS ライセンス認可における ASIC の権限強化の動き.....	16
(2) ロイヤルコミッション	17
12. 我が国への示唆	18
(1) オンライン電子フォーマットの活用	18
(2) 詳細に規定されたガイドラインの充実	18

(3) 責任者の人数、外部委託の明記.....	19
(4) 厳しくなる規制環境と審査体制充実の必要性.....	19
(5) 積極的なディスクロージャー	19
付録 1. ヒアリング対象.....	20
付録 2. 免許・登録に関する実態把握のためのヒアリングサマリー.....	21
付録 3. 調査対象(法令規則、参考文献)	31

1. はじめに～オーストラリアの金融ビジネスと資産運用マーケット

オーストラリアにおける資産運用業者等の免許・登録付与の現状調査を実施するにあたり、はじめに、オーストラリアにおける資産運用マーケットの位置づけについて確認を行った。以下(1)、(2)に示す通り、オーストラリアにおいて資産運用マーケットは大きく発達しており、資産運用業者等の免許・登録付与の実務・制度運用についても今回の調査から一定の示唆を得られるものと考えられる。

(1) オーストラリアの家計金融資産の構成

2018年12月現在、オーストラリアの家計金融資産の構成を見ると、家計金融資産合計5.2兆豪ドルのほぼ半分である2.4兆豪ドルをスーパーアニュエーション(確定拠出年金制度)が占めており、預金残高の倍以上の家計金融資産が、長期の資産形成のためにファンドで運用されていることが示されている。日本では、家計金融資産1,830兆円のうち、現金・預金が984兆円とその過半を占め、投資信託は67兆円とわずか3.7%に過ぎない¹。オーストラリアは日本と比して資産運用マーケットが大きく発達していると言えよう。

オーストラリアにおける家計金融資産の構成(2018年12月現在、10億豪ドル)

預金	スーパー アニュエーション	株式	その他 金融資産	家計金融資産 合計
1,112	2,440	986	679	5,217
21%	47%	19%	13%	100%

出所:オーストラリア準備銀行 <https://www.rba.gov.au/statistics/tables/>

(2) オーストラリアの投資信託残高

一般社団法人投資信託協会が公表する「投資信託の世界統計」によれば、オーストラリアの投資信託残高は、1.9兆米ドル(2018年12月末現在)であり、日本を上回り世界第6位の規模を誇る。オーストラリアは人口約2,532万人²であり、投資信託残高4位、5位のドイツ、フランスの人口の3分の1程度、日本の人口の5分の1程度であることを踏まえると、オーストラリアでは投資信託の普及が進んでいると言えよう。

投資信託残高上位10カ国(2018年12月末)

	国名	残高(10億米ドル)
1	米国	21,077
2	ルクセンブルグ	4,654
3	アイルランド	2,772
4	ドイツ	2,198
5	フランス	2,074
6	オーストラリア	1,946
7	日本	1,804

¹ 日本銀行が公表する資金循環(2018年12月末現在速報値)による。

² 2018年9月30日時点の人口に基づくレポート作成時点(2019年3月末)の推計、オーストラリア統計局のPopulation Clock(<https://www.abs.gov.au/>)に基づく。

8	中国	1,768
9	英国	1,682
10	ブラジル	1,211

出所:投資信託の世界統計 2018年第4四半期(10月～12月)、一般社団法人投資信託協会
<https://www.toushin.or.jp/statistics/world/>

2. オーストラリアにおける金融当局及び金融法令の概要

オーストラリアにおける金融当局は、下表に示す 3 つの機関から構成され、これらが金融規制協議会 (Council of Financial Regulators (CFR)) を組織する。このうち、本報告書の調査対象である資産運用業者等の免許・登録付与は、オーストラリア証券投資委員会 (Australian Securities & Investment Commission (ASIC)) の所管である。ASIC は、オーストラリアの金融規制当局であるが、金融ビジネスのみならず、企業、市場、消費者保護に係る統合された規制当局である。

オーストラリアにおける資産運用業者等を含む金融機関には、一律 ASIC が付与する AFS ライセンスが必要となる。AFS ライセンスは 2001 年会社法 (Corporations Act 2001)³の規定に基づき付与される。オーストラリアにおいては、2001 年に 2001 年金融サービス改革法 (Financial Services Reform Act 2001)⁴が施行され、金融サービス業に係る規制の大規模な見直しが行われた。これに伴い金融ビジネスを営むための統一された免許制度である AFS ライセンスが導入された。従って、資産運用業者も AFS ライセンスを取得することが求められる。

オーストラリアにおける金融当局

金融当局	主な役割
オーストラリア健全性規制庁 Australian Prudential Regulation Authority (APRA) https://www.apra.gov.au/	銀行を含む預金預入機関、保険会社、スーパーアニュエーション等を監督し、各受益者保護を目的とする。
オーストラリア証券投資委員会 Australian Securities and Investments Commission (ASIC) https://asic.gov.au/	投資、保険、退職年金等を含む金融商品、金融市場を監督し、市場健全性の維持と消費者保護を目的とする。
オーストラリア準備銀行 Reserve Bank of Australia (RBA) https://www.rba.gov.au/	金融政策と全体的な金融システムの安定性について責任を負う。

³ 2001 年会社法 (Corporations Act 2001) : <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00031> (AFS ライセンスは、Volume 4, Chapter 7, Financial Services and market, Part 7.6—Licensing of providers of financial services にその要件、義務等が規定されている。)

⁴ 2001 年金融サービス改革法 (Financial Services Reform Act 2001) : <https://www.legislation.gov.au/Details/C2005C00498> (AFS ライセンスの導入を含む 2001 年会社法 (Corporations Act 2001) の改正が規定されている。)

3. AFS ライセンス申請手続の概要

(1) インターネットによる申請手続

AFS ライセンス申請(及び変更)手続はインターネットで行う。すなわち、AFS ライセンスの申請及び認可は、ASIC のウェブサイトにおけるオンライン申請⁵、e メールによる証明書類の提出⁶と質疑応答で完結する。ASIC のライセンス担当部署はメルボルンに所在するが、ライセンス申請会社は、ASIC への訪問や直接の対話は求められておらず、効率的なライセンス申請手続を行える環境にあると言えよう。また、ASIC のウェブサイトは、ライセンス申請会社のために、ライセンス申請に必要な情報、申請のためのポータルを一元的に分かり易くまとめている⁷。

なお、インターネットへのアクセスが出来ない等、オンラインでの申請が出来ない場合には、書面での申請も可能である(RG1. 26)。この場合には、ASIC が申請会社に代わり申請書面に基づいてシステム入力を行うため、オンライン申請に比して、期間、費用共に多く要することが説明されている(RG1. 27)。

(2) レギュラトリーガイドの整備

ASIC のウェブサイトにおいて、AFS ライセンス申請に必要なガイダンスである「レギュラトリーガイド(RG)」が整備されている⁸。AFS ライセンス申請に関連する主要なレギュラトリーガイドは、RG1～RG3 である。AFS ライセンス申請会社は、2001 年会社法等、ライセンス申請に関連する法規則を一つ一つ個別に確認する必要はなく、レギュラトリーガイドによって AFS ライセンス申請手続の全体像を一元的に把握することができ、また詳細な申請手続を手順に沿って確認することができる。レギュラトリーガイド RG1～RG3 は、必要に応じて 2001 年会社法等や更なる詳細なレギュラトリーガイド等へのリファレンスが示されており、必要な情報への網羅性も担保されている。

AFS ライセンス申請のためのレギュラトリーガイド

RG	内容
RG 1(パート1)	AFS ライセンスの申請(及び変更)プロセスの概要
RG 2(パート2)	AFS ライセンスの申請(または変更)に関し、申請書への回答方法や「必須の証明書類(Core Proof Documents)」を準備するためのガイダンス

⁵ AFS ライセンス申請ポータル：<https://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/changing-details-and-logging-afs-forms/afs-licensees-portal/> (AFS ライセンスの申請は、当該リンク先にアクセスして実施する。)

⁶ AFS ライセンス申請 e メールアドレス：licencing.afslproofs@asic.gov.au (オンライン申請書提出後、速やかに証明書類を e メールにて提出する。)

⁷ AFS ライセンスのポータルサイト：<https://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/> (AFS ライセンスを概説するとともに、AFS ライセンス申請のためのポータルサイトへのリンク、AFS ライセンスキット(レギュラトリーガイド)へのリンク等が一元的にまとまっている。)

⁸ レギュラトリーガイド：<https://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/applying-for-and-managing-an-afs-licence/afs-licensing-kit/> (AFS ライセンスキットとして AFS ライセンス申請にあたり RG1～RG3 の三つのガイダンスが示されている。)

RG 3(パート3)	AFS ライセンスの申請(または変更)において、ASIC が追加で提出を求める可能性のある「追加の証明書類(Additional Proof Documents)」を準備するためのガイダンス
------------	---

4. 申請書と証明書類

AFS ライセンスの申請手続は、チェックボックス方式の申請書(フォーム FS01)と、証明書類の提出(e メールにより提出)によりなされる(RG1.5)。証明書類は、必須の証明書類(Core Proof Documents)と、ASIC からの求めに応じて追加提出が必要となる追加の証明書類(Additional Proof Documents)により構成される(RG1.15)。なお、既に AFS ライセンスの認可を受けた金融機関が、提供する金融サービスの範囲や金融商品の範囲を変更(拡大)する場合(すなわち、既存の金融機関が新たに資産運用業者として業務を開始するようなケース)においては、AFS ライセンスの変更が必要となるが、当該変更は、AFS ライセンスの申請と同様に、オンライン変更申請書(フォーム FS03)の他、一定の証明書類の提出により行う(RG1.73、RG1.74)。

(1) フォーム FS01

AFS ライセンスのオンライン申請書(フォーム FS01)は、次表の 5 つのパートから構成される(変更申請書(フォーム FS03)もほぼ同様)(RG2.12、RG2.16)。申請書フォームは、選択した金融サービス、金融商品の種類に応じて調整がなされるため、申請会社は自社ライセンスに必要な項目にのみ回答することが求められる(RG2.13)。申請会社は、認可を求める金融サービス、金融商品の種類に応じて、必要十分な質問にのみ回答することで、申請、認可のプロセスは合理化が図られていると言えよう。なお、申請書フォーム FS01 は、その全ての質問項目のサンプルを ASIC のウェブサイトを確認することができる⁹。

AFS ライセンス申請書(フォーム FS01)の構成

	内容
パート A	申請会社の基本情報や担当連絡者、認可を受けたい金融サービスと金融商品、事業内容の説明を求める質問に回答する(RG2.29～RG2.160)。 ・質問には、顧客は個人か法人か、申請会社は APRA の規制を受けるか(申請を行うか) ¹⁰ 、顧客との取引を行い一定額以上の顧客資産を預かるか(場合によっては一定額以上の財産確保が必要となる)、事業の内容と規模が含まれる。
パート B	金融サービス及び金融商品に関する業務遂行能力に関する質問に回答する(RG2.177～RG2.178)。

⁹ AFS ライセンス申請書(フォーム FS01)の例(ASIC e-Licensing: Sample application List of all questions that may be asked in the AFS license application): <https://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/applying-for-and-managing-an-afs-licence/sample-afs-licensing-application/> (AFS ライセンス申請書フォーム FS01 の質問項目すべてを一覧で確認することができる。)

¹⁰ 銀行業、保険業および退職年金事業(スーパーアニュエーションの受託者)を営む場合には、APRA (Australian Prudential Regulation Authority、オーストラリア健全性規制庁)による認可が必要となる。ASIC が主に消費者保護と市場健全性に焦点を当てた規制当局であるのに対し、APRA は預金者、保険受益者、年金受益者の受益権保護を目的としている。ASIC と APRA 両当局が求めるライセンス要件の重複は必要最小限に抑えられている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行能力は、会社代表者、コンプライアンス体制、リスク管理体制を含む申請会社の組織体制や、財務、人員、情報技術に関するリソースの十分性、顧客との紛争解決手続、顧客に損害を与えた場合の損害賠償や保険契約を含む。 ・申請会社は、業務を遂行するための「責任者 (Responsible Manager)」を確保することが求められている (RG2.168)。責任者とは、日々の業務を遂行するための各業務機能を担当する責任者を指すが、レギュラトリーガイドでは、申請会社がリスク管理戦略を備え、組織として適切な業務遂行能力を備えていることを前提に、責任者は 1 人である可能性も示している。 ・レギュラトリーガイドには、業務を外部委託する場合についての責任、義務が明記されている (RG2.193)。業務を外部委託する場合には、外部委託先の選定、モニタリング等のプロセスの説明が求められ、その詳細を説明する追加書類「B3 アウトソーシングステートメント」を提出する必要がある (RG2.194)。 ・金融商品に関する助言 (アドバイス) を提供する場合、リサーチの手法や推奨する金融商品のリストについて説明するとともに (RG2.245)、会社代表者の報酬計算方法や報酬体系の説明を含む追加証明書類「B9 リサーチステートメント」の提出が求められる (RG2.246)。(RG2.165～RG2.246)
パート C	パート A で複雑な金融サービスまたは金融商品を選択した場合の質問である。金融サービスまたは金融商品に関するより詳細な質問に回答する (RG2.247 ～RG2.248)。
パート D	パート A～C の回答に基づいて、宣誓書 (Declarations) および証明書 (Certifications) が作成される。これらのプリントアウトに署名する (RG2.249～RG2.254)。
パート E	提出が求められる必須の証明書類と、その他提出する可能性のある追加の証明書類がリストされる (RG2.255～RG2.261)。

(2) 必須の証明書類 (Core Proof Documents)

AFS ライセンスの申請における必須の証明書類として、下表の書類の提出が求められる (RG2.262)。レギュラトリーガイド RG 2 (パート 2) に、それぞれの書類の詳細な説明や雛形と、外部への照会が必要なものは、その照会方法、入手方法が示されている。

必須の証明書類	内容
(a) A5 事業内容の説明	<p>事業の概要、組織図を説明する。事業の概要としては以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービスおよび金融商品の詳細 ・収益獲得方法 (手数料、売買スプレッド等) ・各金融サービスや金融商品からの収益割合の見積 ・事業の成長予測 ・顧客の種類 (リテールかホールセールか) と顧客の目的 (長期的な資産形成、リスクヘッジ、投機等) ・金融商品の販売チャネル (直販、他の AFS ライセンス事業者等) ・金融サービスや金融商品のクライアントへの提供方法 (コールセンター、対面販売、インターネット等) ・事業の提供場所と其々に対するコンプライアンス監視体制 ・業務を外部委託する場合、外部委託業務は誰が、どこで、どのように行うか (RG1.34、RG2.272～RG2.279)
(b) 各責任者 (Responsible Manager) の証明	<p>各責任者について、以下の書類の提出が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名入りの個人情報証明書 (Statement of Personal Information) の写し (証明書は、オンライン申請システムにより出力され、各責任者はこれに署名が求められる。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連する各種資格証明書(qualification certificates)の写し ・オーストラリア連邦警察(AFP)等に対する犯罪歴チェック(national criminal history check(Police Check))の写し ・オーストラリア財務安全保障局(AFSA)に対する破産チェック(bankruptcy check)の写し ・2件のビジネスリファレンスの写し(少なくとも1件は、責任者が現在所属する組織以外の外部第三者からのもの) (RG1.35~RG1.37、RG2.280~RG2.311)
(c) B1 申請会社の組織体制(業務執行能力)	申請会社の業務執行能力(Table of Organisational Competence)、責任者の業務執行能力について説明する。 (RG1.38、RG2.312~RG2.318)
(d) B5 財務諸表および財源	業務を遂行するために必要な財源があることを説明する(APRAの規制対象であれば不要である。APRAの規制対象であっても登録ファンドの運営を認可された退職年金事業者(スーパーアニュエーションの受託者)は、提出が求められる。) (RG1.39~RG1.40、RG2.319~RG2.355)

(3)追加の証明書類(Additional Proof Documents)

AFS ライセンスの申請において追加の証明書類の提出が求められる可能性がある(RG1.47~RG1.49、RG3.1)。下表は AFS ライセンス申請書(フォーム FS01)のパート B、金融サービス及び金融商品に関する業務遂行能力の説明に関連して提出が求められる可能性のある追加証明書類の一覧である。

追加の証明書類	内容
B2 責任者の育成プログラム	社内外の研修等、責任者の育成プログラムについて説明する(RG3.17)。
B2 業界標準コンプライアンス	申請会社のコンプライアンス体制を業界の標準的なコンプライアンス体制と比較した第三者による評価とその結果を説明する(RG3.18)。
B3 コンプライアンス手続	申請会社のコンプライアンス手続(担当者の役割と能力、レビューの方法、頻度等含む)を説明する(RG3.19~RG3.20)。
B3 利益相反管理手続	利益相反取引を防止するための管理手続を説明する(RG3.21~RG3.22)。
B3 アウトソーシングステートメント	業務を外部委託する場合、外部委託先の選定方法、モニタリング体制、外部委託業務の詳細等を説明する(RG3.23~RG3.24)。
B4 代表者の監視、監督、研修プログラム	会社の代表者に対する監視、監督、研修(金融商品のアドバイスをを行う場合、ASIC が承認する一定の研修を受けることが求められている。)が適切になされていることを説明する(RG3.25~RG3.26)。
B5 人材ステートメント	採用方針を含め、業務を営むのに十分な人材を確保するためのプロセスを説明する(RG3.27)。 (APRA の規制対象(登録ファンドの運営を認可された退職年金事業者(スーパーアニュエーションの受託者)を除く)であれば不要)
B5 情報技術ステートメント	ディザスターリカバリープランを含む、業務を営むのに十分な情報技術を確保するためのプロセスを説明する(RG3.28)。 (APRA の規制対象(登録ファンドの運営を認可された退職年金事業者(スーパーアニュエーションの受託者)を除く)であれば不要)
B6 紛争解決システムステートメント	個人(リテール)顧客を対象に金融サービスを提供する場合、サービスに関する苦情、紛争を解決のための体制を備える必要がある。内部紛争解決手

	続(Internal Dispute Resolution)の整備に加え、登録が必須である外部の紛争解決機関である Australian Financial Complaints Authority (AFCA) への会員登録の状況を説明する (RG3.29～RG3.31)。
B7 リスク管理体制ステートメント	リスク管理に係るレポーティングライン、外部、内部のリスクレビュー、監査の頻度、手法を含む、リスク管理体制を説明する。事業の性質、規模、複雑性に応じてリスクを特定し、各々のリスクに関するリスク管理体制を説明する (RG3.32～RG3.36)。
B8 職業賠償保険ステートメント	専門職業賠償保険の加入と補償内容を説明する (RG3.37～RG3.38)。
B9 リサーチステートメント	金融商品に関する助言 (アドバイス) を提供する場合、リサーチの手法や推奨する金融商品のリストについて説明するとともに、利益相反に関する説明として、会社代表者の報酬計算方法や報酬体系の説明を行う (RG3.39～RG3.40)。

5. 金融サービスと金融商品の選択

上述の通り、金融ビジネスを営む場合には、ASIC の統一された AFS ライセンスの取得が求められている。AFS ライセンス申請会社は、自らが提供する予定の事業内容、取り扱いを予定している金融商品をカバーすべく、オンライン申請書(フォーム FS01)において、適切な(1)金融サービスの種類と(2)金融商品の種類を選択する。

(1) 金融サービスと金融商品の種類

金融サービス、金融商品は、2001 年会社法において定義されているが、レギュラトリーガイド (RG2) においてもこれらの詳細な説明がなされている。AFS ライセンス申請会社は、選択したサービスに限り、また選択した金融商品に関してのみのライセンス申請を行い、業務の提供が認められることとなる。

サービスの種類(RG1.1、RG2. 58)	金融商品の種類 (RG2. 112)
(a) 金融商品に関する助言 (アドバイス) の提供	(a) 預金等
(b) 金融商品の取り扱い (ディーリング)	(b) デリバティブ
(c) 金融商品のマーケットメイク	(c) 外国為替予約
(d) 登録スキームの運用 (オペレーション)	(d) 一般保険
(e) 保管または預託サービスの提供	(e) 国債、株式又は社債
(f) 伝統的なトラスティーサービスの提供	(f) 生命保険商品
(g) クラウドファンディングサービスの提供	(g) 管理投資スキーム (登録および非登録双方)
	(h) 退職貯蓄口座
	(i) 有価証券
	(j) スーパーアニュエーション
	(k) 与信枠、融資枠
	(l) その他の金融機能

(2) 資産運用業者が選択すべき金融サービスの種類

一般に資産運用業者は、サービスの種類において、投資運用の助言のみを行う場合には、「(a) 金融商品に関する助言(アドバイス)の提供」を選択、加えて機関投資家向けに投資一任業務や私募ファンド(ASIC登録不要の機関投資家向けファンド)の運用を行う場合には、「(b) 金融商品の取り扱い(ディーリング)」を選択、更に、一般投資家向けの公募ファンド(登録ファンド)を運用する場合には、「(d) 登録スキームの運用(オペレーション)」を選択する。サービスの種類を拡げる、取り扱い金融商品を拡げる場合には、当初の AFS ライセンスの申請手続と同等の AFS ライセンスの変更手続を行うこととなる(RG1.73)。

6. AFS ライセンス申請支援業者の存在

AFS ライセンス申請会社は、通常、弁護士事務所、会計事務所、もしくはライセンス申請支援に特化した専門業者にライセンス申請手続の支援を依頼する。ライセンス申請会社が自身で申請を行う事はまれであり、仮に申請を試みても、以下の理由により手続は困難を極め、適切なアドバイスを提供できる業者に依頼することが一般的である。

- ・オンラインによる申請手続、レギュラトリーガイドがまとまっているものの、これらを容易に理解することができない。オンラインの申請手続は、チェックボックス方式であるものの、いずれを選択すべきか迷うケースが多い。レギュラトリーガイドも膨大であり、またこれを読んでも理解できない、解決できないケースも多い。申請会社は、自らが営む予定のビジネスに照らし、オンラインのチェックボックスにおいて、いずれかの「金融サービスの種類」、「金融商品の種類」を選択する必要がある。仮に自社が提供を予定しているものとは異なる誤った金融サービス、金融商品を選択した場合、申請書(フォーム FS01)は、誤った選択に基づいて調整がなされ、結果、以降の回答や証明書類が不足する場合には申請書類は受理されず、改めて審査書類の提出が求められることとなる。

- ・「証明書類」として提出すべき書類はレギュラトリーガイドに示されているものの、ガイダンスは膨大であり、また「証明書類」に記載すべき内容が明瞭でない。レギュラトリーガイドに従ったとしても、「証明書類」として ASIC が期待する内容、水準を満たすことは通常困難である。不足があれば、申請書類は受理されず、改めて審査書類の提出が求められることとなる。

- ・レギュラトリーガイドにおいて、「サービスの種類」毎にサービス内容が説明されているものの、当該説明は実務に照らすと解釈の余地があるために適切な「サービスの種類」を選択することは困難である。例えば、「(b) 金融商品の取り扱い(ディーリング)」は、通常、証券ディーラー、証券会社に向けたものであると考えられるが、資産運用業者が運用するファンドにおいて金融商品の売買を指図するのであれば、「(b) 金融商品の取り扱い(ディーリング)」に該当すると整理されるため、資産運用業者は一般に当該サービスも選択する。「(a) 金融商品に関する助言(アドバイス)の提供」については、アドバイスの対象、内容等(個別具体的なアドバイスを提供するのか、より一般的な商品説明まで含むアドバイスを提供するのか等)についてより詳細な選択が必要となるが、将来のビジネスを予見していずれの選択肢を選ぶべきか判断に迷うところである。申請者は営む予定のビジネスを全て明らかにし、これに必要と推察される「サービスの種類」をもれなく正確に選択する必要がある。

金融サービスの種類「金融商品に関する助言(アドバイス)の提供」に関する選択肢の例(RG2.61)

選択肢	内容
(a)金融商品に関するアドバイスを提供する	ホールセールおよびリテール双方の顧客に対して、個人的および一般的なアドバイスの双方を提供する場合
(b)金融商品に関する一般的なアドバイスのみを提供する	ホールセールおよびリテール双方の顧客に対して、一般的なアドバイスを提供する場合(個人的なアドバイスは提供しない)
(c)金融商品に関する一般的なアドバイスをホールセール顧客のみに提供する	ホールセール顧客に対して、一般的なアドバイスのみを提供する場合(個人的なアドバイス、リテール顧客に対する一般的なアドバイスは提供しない)
(d)特定の金融商品に関するアドバイスを提供する	規則が定める 6 つの金融商品に関するアドバイスのみを提供する

7. AFS ライセンス審査手続

申請書(フォーム FS01)及び証明書類の提出がなされると、正式な審査に入る前の予備的な評価(Completeness check もしくは Pre-lodgement check と呼ばれる)が行われる。予備的な評価の結果、申請書類が整っていなければ、申請書は拒否され、改めて申請を行わなければならない(RG1.41)。予備的な評価に合格すると、ASIC は、専属の担当審査官(ライセンスアナリスト)をアサインし、正式な審査が開始される(RG1.44)。

ASIC は、ライセンス審査をより効率的、効果的に実施すべく、リスクアプローチの考え方に基づいた審査を行っている。すなわち、複雑な金融サービスや金融商品を取り扱う場合には、慎重な審査が行われる一方、そうでない場合には、より速やかに審査が行われる(RG1.45)。しかし、後述するが、比較的シンプルな金融サービスや金融商品に関する AFS ライセンス申請や一部の金融サービス、金融商品の追加のための変更申請であっても、概ね審査には相応の時間を要している。

8. AFS ライセンス認可に要する期間

所要期間は、申請から認可まで概ね半年～1年程度と近年(ここ5～6年)長期化傾向にある。チェックボックス方式という事で、一見簡単に、かつ短期間でライセンスの取得が完了する印象を受けるが、証明書類(Proof Documents)の作成、ライセンスが認められるための要件を充足することは容易ではない。特に、ライセンス申請会社において責任者(Responsible Manager)の設置が求められており(RG1.35～RG1.36)、当該責任者の業務執行能力と実務経験に関する審査は、近年特に厳しい。以下、背景理由として説明された事項である。

- ・過去に AFS ライセンスを認可したものの、十分な業務遂行能力(人員、体制等)が備わっていないケースや、一般投資家に向けて不適切な金融商品の販売、勧誘が行われていたケースなど、不適切な業者の存在が認められたことから審査は厳しくなっている。近年特に、申請会社の責任者の業務執行能力と実務経験に関する審査は厳しい。業務の外部委託も認められるものの、外部委託した業務であっても申請会社自身が責任を負うため、外部委託業務に関する知識、経験、理解やリスク管理体制が申請会社自身に備わっているか適切な説明ができなければならない。

・ASIC は局内の業務効率化・組織合理化を図った結果、より多くの人員をいわゆる金融機関に対する検査・調査に割いている。結果、ASIC では、ライセンスアナリストにおける人員不足が生じている。ライセンス申請を一人で数十件(80~100件とも言われている)抱えており、物理的な時間が不足している。

・申請書類の受付後は、ASIC における担当の審査官(ライセンスアナリスト)が割り当てられるものの、直接の対話は一般的ではなく、質疑応答にも e メールでのやり取りが求められる。オンライン、ガイダンスの整備は進んだものの、証明書類は各社毎に異なる書面(PDF ドキュメント)となるため、審査には時間を要する。結果、対応は遅れ、待ち時間も含めて時間を要することが多い。

9. AFS ライセンス取得に要するコスト

AFS ライセンス取得に要する費用は、(1)AFS ライセンス費用、(2)AFCA への登録費用と年会費、(3)AFS ライセンス申請支援業者への費用が主たるものである。なお、その他の費用として、会社の設立登記に要する費用に加え、AFS ライセンス取得までの期間に応じたオフィス賃料、人件費、業務に必要なシステム等の導入費用、収益機会を逸することに伴う機会費用等も発生するが、本報告書の趣旨に照らし、AFS ライセンス取得に直接要する費用のみを調査分析対象としている。

(1) AFS ライセンス費用

AFS ライセンス費用は、Corporations (Fees) Regulations 2001¹¹に定められている。2018年6月以前、AFS ライセンス費用は一律 1,485 豪ドルであったが、2018年7月以降、大幅に増額し、かつ(1)取り扱う金融商品の複雑性、(2)サービスの提供対象(個人(リテール)か法人(ホールセール)か)で異なる費用を定めている。すなわち、金融商品の複雑性が高く、また、サービスの提供対象が個人(リテール)であれば、投資家保護のためにより厳格な審査が必要となりより高額な費用を定めている。2018年7月以降、AFS ライセンス費用は以下の通りである。

AFS ライセンス費用(法人がオンラインにより AFS ライセンス申請を行う場合¹²)

商品の複雑性	サービスの提供対象	豪ドル
複雑性高い	個人(リテール)	7,537
	法人(ホールセール)	5,025
複雑性低い	個人(リテール)	3,721
	法人(ホールセール)	2,233

¹¹ Corporations (Fees) Regulations 2001:<https://www.legislation.gov.au/Series/F2001B00275> (Schedule 1 – ASIC Fees に AFS ライセンス費用が定められている。)

¹² 個人(事業主)が AFS ライセンスを申請する場合、又は、オンラインではなく紙で AFS ライセンスを申請する場合には、別途費用が定められている。詳細は Corporations (Fee) Regulation 2001 Schedule 1、もしくは <https://download.asic.gov.au/media/4864112/info-30-fees-for-commonly-lodged-documents-11-september-2018.pdf> (Information Sheet 30、Fees for commonly lodged documents (ASIC) 参照)

(2) AFCA への登録費用と年会費

AFS ライセンス申請会社は、個人(リテール)顧客を対象に金融サービスを提供する場合には、サービスに関する苦情、紛争を解決のための体制を備える必要がある。具体的には、内部紛争解決手続(Internal Dispute Resolution)の整備に加え、外部の紛争解決機関である Australian Financial Complaints Authority (AFCA)¹³への会員登録が必ず必要となる。

AFS ライセンス申請時における AFCA への登録費用及び年会費は、2018 年 6 月 16 日から 2019 年 6 月 15 日においては、基本費用(Base Revy)350 豪ドルである。なお、当該基本費用は、下表の通り入会のタイミングに応じて 4 半期毎に減額される。AFCA 会員資格は毎年更新されるため、次年度以降はビジネスサイズに応じた(資産運用業者においては運用資産残高に応じた)会費体系が定められている。

AFCA への登録費用と年会費(基本費用(Base Revy))

AFCA 申請の時期	豪ドル
2018 年 6 月 16 日～9 月	350
2018 年 10 月～12 月	262.5
2019 年 1 月～3 月	175
2019 年 4 月～6 月 15 日	87.5

出所:<https://www.afca.org.au/members/apply-for-membership/>

(3) AFS ライセンス申請支援業者への費用

上述の通り、AFS ライセンスの申請手続は申請会社自身で実施することはまれであり、通常は外部の支援業者を利用する。支援業者は、弁護士事務所、会計事務所、もしくはライセンス申請支援に特化した専門業者と様々存在するが、いずれも単純な申請手続の代行のみならず、証明書類の作成支援、申請会社に代わり ASIC との質疑応答等、ライセンス取得までの手続を一貫してサポートしている。ヒアリングではその報酬は概ね 20,000 豪ドルであるとの回答を得ているが、支援業者、支援の範囲、又は業務の複雑性やサイズによって差があり、全体では 10,000 豪ドルから 80,000 豪ドルの範囲である旨の回答を得ている。

10. ライセンス認可実績に関するディスクロージャー

ASIC は、AFS ライセンスの付与に関する透明性を高めるため、AFS ライセンス付与実績に関する情報開示を積極的に行っている。ASIC は、ライセンス付与実績に係るレポートを定期的に公表しており、直近では、2019 年 2 月に、「ASIC REPORT 611 Overview of licensing and professional registration applications: July 2017 to June 2018」と題したレポート¹⁴を公表している。

¹³ Australian Financial Complaints Authority (AFCA) :<https://www.afca.org.au/>

¹⁴ ASIC REPORT 611 Overview of licensing and professional registration applications: July 2017 to June 2018 :<https://asic.gov.au/regulatory-resources/find-a-document/reports/rep-611-overview-of-licensing-and-professional-registration-applications-july-2017-to-june-2018/> (ライセンス付与実績に係る情報開示が積極的になされている。)

(1)ライセンス認可実績

レポートによれば、ASICは、2017年7月から2018年6月の一年間で、AFSライセンス申請(変更申請含む)1,728件に対し、758件のライセンスを認可している。なお、前年度(2017年6月)以前に申請がなされた502件のうち、2018年6月末時点でライセンス付与未了であるものは65件あり、これはライセンス認可までに1年を超える期間を要する可能性があることを示している。一方で、本年度(2017年7月以降)に申請がなされた1,226件のうち、本年度内に418件はライセンスが認可されており、これは1年以内にライセンスが認可された事例であるが、予備的な評価の結果不受理となったケースは188件、審査の過程でASICの要請に応じることができず申請を取り下げたケースは124件ある。これらの申請会社が改めて要件を整えて改めて申請を行うとすると当初の申請からライセンス付与までに相応の期間を要する可能性があることを示している。

2017年7月1日～2018年6月30日におけるAFSライセンス認可実績

申請時期	申請と変更の別	申請数	認可数	未承認	未承認			未了
					不受理	取下げ	不認可	
前年度以前 (2017年6月以前)	ライセンスの申請	214	147	42	3	32	7	25
	ライセンスの変更	288	193	55	5	46	4	40
	前年度分申請合計	502	340	97	8	78	11	65
本年度中 (2017年7月以降)	ライセンスの申請	549	156	176	126	50	0	217
	ライセンスの変更	677	262	136	62	74	0	279
	本年度分申請合計	1,226	418	312	188	124	0	496
合計		1,728	758	409	196	202	11	561

申請数:AFSライセンスの申請件数

認可数:AFSライセンスの認可件数

未承認:不受理、取下げ、不認可いずれかに該当するもの

不受理:予備的な評価の結果、完全な申請書類が整っておらず審査開始に至らなかった件数

取下げ:申請後、ASICによるフィードバック、要請に応じることができず申請を取り下げた件数

不認可:ライセンス付与のための要件を満たしておらずライセンス認可が認められなかった件数

未了:予備的な評価、審査の過程にあるもの

なお、レポートではAFSライセンスの申請(変更申請含む)は承認されたものの、その約59%は、申請会社が当初選択したサービス内容や金融商品、もしくは標準的なライセンス条件とは異なる形でライセンスが承認された旨を説明している(レポート47項)。すなわち、これは、ガイダンスが示すサービス内容や金融商品の解釈が難しく申請会社がいずれのサービス、金融商品を選択するか、困難である状況、もしくは、厳格な審査の結果、申請会社が当初希望したサービス内容や金融商品について、希望通りに認可を受けることが困難である状況を反映していると考えられる。

(2) ASIC サービス憲章(ASIC Service Charter)

ASIC は、提供するサービス(ライセンスの付与を含む)に関するサービス憲章¹⁵を公表している。サービス憲章では、AFS ライセンス付与に関する目標値を定めており、すなわち、完全な申請書類の受理後、一定の期間以内にライセンス申請件数に対して一定割合のライセンスを付与することを目標として定めている。具体的には下表の目標値が示されている。

AFS ライセンス付与に要する期間の目標値

所要期間	目標付与割合
完全な申請書類(Complete Application)を受領してから 150 日以内(約 5 か月)	70%
完全な申請書類(Complete Application)を受領してから 240 日以内(約 8 か月)	90%

出所：<https://asic.gov.au/about-asic/what-we-do/how-we-operate/asic-service-charter-results/asic-service-charter/>

レポートによれば、2017～2018 年度の AFS ライセンスの付与実績として、以下の通り、ASIC サービス憲章に示した目標は概ね達成されていることが報告されている。

AFS ライセンス付与に要する期間の実績値

所要期間	実績
完全な申請書類(Complete Application)を受領してから 150 日以内(約 5 か月)	74%(+4%)
完全な申請書類(Complete Application)を受領してから 240 日以内(約 8 か月)	88%(-2%)

出所：<https://download.asic.gov.au/media/5018755/rep611-published-28-february-2019.pdf>

申請書類、すなわち、申請書(フォーム FS01)と、証明書類の作成にも一定の期間を要することを踏まえると、申請書類の作成を始めてからライセンス取得まで、おおよそ半年～1 年かかるという現地でのヒアリングの結果とも整合するものである。ヒアリングは数多くの AFS ライセンス申請支援を行っている会計事務所、弁護士事務所の担当者に対するものである。

11. ライセンスに関連する規制動向

(1) AFS ライセンス認可における ASIC の権限強化の動き

オーストラリア政府は、ASIC の権限を検証するために 2016 年 9 月、ASIC Enforcement Review Taskforce を設立した。タスクフォースは検証の結果、2017 年 12 月にオーストラリア政府に対して 50 項目の提言を行って

¹⁵ASIC サービス憲章(ASIC Service Charter)：<https://asic.gov.au/about-asic/what-we-do/how-we-operate/asic-service-charter-results/asic-service-charter/>

おり¹⁶、これは、AFS ライセンスに関する ASIC の権限を強化するための 7 つの提言を含んでいる。オーストラリア政府は、2018 年 4 月、タスクフォースの提言に全面的に同意し、これらの提言を反映するための法改正を行うことを表明している¹⁷。AFS ライセンスに関する ASIC の権限が強化されれば、申請プロセスの一層の厳格化が見込まれる。

AFS ライセンスに関するタスクフォースの 7 つの提言

- (a) 責任者の資質(fit and proper)が十分でない場合、ライセンス申請を却下すべきである(ライセンス保持者には適切な処分を行うべきである)。
- (b) 事業者が AFS ライセンス取得後 6 か月以内に事業を開始しない場合、ライセンスを取り消す権限を有するべきである。
- (c) ライセンス申請に重要な誤りや誤解を招く事項がある場合、申請を却下すべきである。
- (d) ライセンス申請者は、ASIC がライセンスを認可する前に、申請内容に重要な変更がないことを確認する義務を負うべきである。
- (e) AFS ライセンスの審査要件を、より厳格なクレジットライセンス(貸金業等)の審査要件と整合させるべきである。
- (f) ライセンス保有者は、統制(Control)に変更(消滅)があった場合、30 日以内に ASIC に通知する法的義務を負い、また通知を怠った場合の罰則を課すべきである。
- (g) ASIC に提出された文書に誤りや誤解を招く事項がある場合、AFS ライセンス保有者とクレジットライセンス保有者に対する処分は統一すべきである。

(2)ロイヤルコミッション

オーストラリア政府は、2017 年 12 月に「銀行・年金・金融サービス業における不正行為に関する王室委員会(ロイヤルコミッション)」¹⁸を設立した。ロイヤルコミッションは、大手金融機関による業界独自の商慣行が国民の期待を下回っている実態を調査し、2018 年 9 月に中間報告、2019 年 2 月に最終報告を行った。ASIC は

¹⁶ タスクフォースレポート(ASIC Enforcement Review Taskforce Report) : <https://treasury.gov.au/review/asic-enforcement-review/r2018-282438> (オーストラリア政府に対し ASIC の権限強化のための各種提言を行っている。)

¹⁷ オーストラリア政府によるタスクフォースレポートへの回答(Australian Government response to the ASIC Enforcement Review Taskforce Report) : <https://treasury.gov.au/publication/p2018-282438> (オーストラリア政府は、タスクフォースの提言に全面的に同意し、法改正を行うことを表明している。)

¹⁸ ロイヤルコミッション最終報告書(Final Report Royal Commission into Misconduct in Banking, Superannuation and Financial Services Industry) : <https://financialservices.royalcommission.gov.au/Pages/default.aspx>

2019年2月に同最終報告書に対応するアクションプランを公表しており¹⁹、AFSライセンスの付与に直接関連がある項目は含まれていないものの、間接的な影響が想定される。

ロイヤルコミッションは、金融業界に大きな影響を与えており、特に大手金融機関も含め、新規ライセンスや、ライセンス変更に対して当局の目線が厳しくなっていると声も多くあった。また、ロイヤルコミッションへの対応に一定のリソースが割かれている結果、AFSライセンスの認可を担当するライセンスアナリストの陣容が不足しているのではないかとの憶測もあった。

12. 我が国への示唆

事前のデスクトップ調査では、オーストラリアでは、統一されたAFSライセンスの存在、オンラインによるライセンス申請手続、詳細なガイドライン整備等により、スピーディーで効率的なライセンス付与が実現しているものと予測していた。しかしながら、現地でのヒアリング調査の結果、実際には多くの証明書類の提出が求められており、ライセンス認可には相応の時間を要することが明らかとなった。オーストラリアの調査結果を参考にすれば、我が国においては、適切なレベルでテクノロジーを活用しつつ、不適切な業者を排除するために実質を重視したバランスの取れた免許・業登録の仕組みを構築することが肝要であろう。今回の調査により、以下の通り、具体的な示唆が得られた。

(1) オンライン電子フォーマットの活用

オーストラリアにおいては、チェックリスト形式による電子フォーマットでAFSライセンス申請が行われている。フォーマットはシンプルな構成となっており、レギュラトリーガイドと合わせて確認することで記載がしやすいものとなっていると考えられる。このようなフォーマットは申請会社とASIC双方にとって申請プロセスを効率的に進める効果があると考えられる。一方で、効率化を図るための試み、すなわち、オンライン、eメール等、テクノロジーに頼ったことが逆に時間をかける要因になっているとの意見も認められる。フォーマットには、高度な判断が必要な質問事項も多数存在し、対面でのコミュニケーションであればその場で解決するような事柄も、オンラインやeメールでのやり取りであると、ミスコミュニケーションや待機時間も含め、必要以上に時間を要するケースもあり得る。今後も金融規制が高度化し、技術革新も進む中で、新規参入事業者を幅広く迎え入れる金融当局の体制整備という観点では、一元化された電子フォーマット等を活用した申請プロセスの高度化も必要な施策の一つとなるものと考えられるが、電話を含めた直接的なコミュニケーションも併用することが肝要であろう。

(2) 詳細に規定されたガイドラインの充実

ASICが公表するレギュラトリーガイドは、AFSライセンスの申請プロセスが順を追って詳細に説明されている他、申請会社が備えるべき要件が明示的に示されている。また、各種要件について詳細なレギュラトリーガイドが別途整備されており、事前準備がしやすい体制となっていると言える。この点、膨大なガイドラインがある

¹⁹ロイヤルコミッション最終報告書に対応するASICのアクションプラン(ASIC update on implementation of Royal Commission recommendations): <https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2019-releases/19-035mr-asic-update-on-implementation-of-royal-commission-recommendations/>

ため新規参入企業にはすべてを精緻に理解することが困難であるという意見もあったものの、現状、一元的かつ詳細なガイドラインが存在しない我が国の申請プロセスと比較した場合、参考になる点があるものと思料する。なお、日本では、これに代わるものとして、東京都の「金融ワンストップ支援サービス」、金融庁の「金融業の拠点開設サポートデスク」など行政による無償のサポートがある。画一的なガイダンスだけではなく、対面によるきめ細かい支援が可能であるため、これらの取組みを積極的に推進することは、オーストラリア等、海外の国際金融センターと差別化を図る要因となるのではないかと推察する。

(3) 責任者の人数、外部委託の明記

日本において業登録を行うにあたり、組織には最低何人必要なのか、リスク管理、コンプライアンス等の業務を外部委託することは可能なのか、といった組織体制に関する疑問の声を耳にする。ASIC のレギュラトリーガイドでは、適切な業務遂行能力を備えていることに重点を置き、キーマンリスクもあるため推奨しているわけではないものの、形式的には人数が1人となる可能性もある旨が明記されている。また、外部委託業務の内容、外部委託先に対するモニタリング体制等が AFS ライセンス付与における審査対象として示されている。海外では、特に小規模の資産運用業者は運用機能に特化し、リスク管理、コンプライアンス、ファンドアドミニストレーション等のミドル、バックオフィス業務は、これらを専門とする外部委託業者に委託することがビジネスモデルとして普及している。この点、日本においては、サービスプロバイダーの活用は発展途上にあるが、資産運用業者の起業を促すためには、業登録においてこれらの活用を積極的に認め、形式的な人数や組織体制にとらわれることなく、外部委託業者の活用やこれに対するモニタリング体制を含む全体的な機能、業務執行能力を対象として審査を行うことが望ましいのではないかと考えられる。

(4) 厳しくなる規制環境と審査体制充実の必要性

ロイヤルコミッションの報告への対応等、ASIC におけるリソースが業界に対する厳しい検査に割かれ、ライセンス担当部署はリソースが不足していると言われている。また、ライセンス申請においても、ASIC は不適切な業者を排除するために近年特に厳格な審査が行われていると言われている。ヒアリングの対象者は、このような状況に理解は示しつつも、業務開始の遅れによる機会損失は免れないことから、より迅速なライセンス認可を望んでいる。金融規制強化の動向は世界的なトレンドであり、日本においても同様の状況が推察されるが、審査に十分なリソースを確保して体制を整え、業界の期待に応えることは肝要であろう。ASIC の AFS ライセンス費用の増額にも見られる通り、適切なサービスを提供するために正当な対価を徴収することも一考の余地がある。

(5) 積極的なディスクロージャー

ASIC はサービス憲章において、AFS ライセンスの申請受理から認可までの期間目標を含む各種サービスの目標値を示している。また、別途ライセンス付与実績を毎年公表している。このような情報開示は、金融当局の各種サービスの利用者における予見可能性を高めるとともに、海外の国際金融センターとの比較可能性、日本の国際金融センターとしての透明性を高めることにより、海外人材が日本で金融事業を起業する動きに貢献するものと推察される。

ヒアリング対象

2019年3月18日～20日に亘り、オーストラリアにおいて AFS ライセンスに係る 8 社(13 名)にヒアリングを実施した。加えて、近年 AFS ライセンスを取得した資産運用業者 1 社より書面により回答を得た。

ヒアリング対象組織	ヒアリング対象者	ヒアリング日時
ASIC (担当者 2 名)	ライセンス申請、認可の担当部署	2019年3月18日 14時～15時
会計事務所 (P 事務所担当者 2 名)	ライセンス申請支援を専門に担当する部署の実務担当者	2019年3月18日 15時半～17時
資産運用業者 (P 社 2 名)	大手資産運用業者のライセンス担当者。グループ子会社のライセンス申請とサービス拡大に伴うライセンス変更申請を近年実施	2019年3月19日 10時～11時
FSC (1 名)	FSC としてはライセンス申請手続とは直接関係ないが、ヒアリング対象者は過去に資産運用業者に在籍、ライセンス申請の経験を有する。	2019年3月19日 11時半～12時
資産運用業者に対するサービスプロバイダー、トラスティー (E 社 1 名)	資産運用業者に対するサービスプロバイダーとして、資産運用業者に対するライセンス認可の実務感についてヒアリングを実施	2019年3月20日 9時半～10時半
会計事務所 (P 事務所責任者 1 名)	ライセンス申請支援を専門に担当する部署の責任者	2019年3月20日 12時～13時
資産運用業者と 弁護士事務所 (Y 社 1 名、A 事務所 1 名)	・大手資産運用業者のライセンス担当者。グループ子会社において追加申請を 2016 年に実施 ・弁護士事務所のライセンス申請支援を専門に担当する部署の担当者	2019年3月20日 14時～15時
資産運用業者 (M 社 2 名)	小規模な新興資産運用業者の責任者。2018 年にライセンスを取得	2019年3月20日 16時半～17時半
資産運用業者 (X 社)	2018年12月に AFS ライセンス登録を完了した資産運用業者	書面回答

免許・登録に関する実態把握のためのヒアリングサマリー

2019年3月18日14時～15時 ASIC(担当者2名)
<p>全般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AFS ライセンスは現在約 6,300 社に付与されている。ほぼ全てが法人(海外法人でも可)であり、個人は少数である。AFS ライセンスは、オーストラリアの顧客に金融サービスを提供する場合に必要となる。今回調査の対象である資産運用業者も AFS ライセンスが必要である。AFS ライセンスでは、提供する金融サービスの種類、取り扱う金融商品の種類の選択が求められる。 ・特にリテール向けの登録ファンド(Registered Investment Scheme)を運用する場合には、ファンドの登録も必要となる(業者としての AFS ライセンスとファンドの登録は別のものである)。ホールセール向けのファンド(私募ファンド)はファンド自体の登録は必要ないが、現在制度導入が検討されている会社型ピークル(Corporate corrective investment scheme(CCIV))は、リテール向け、ホールセール向け問わず、登録が必要となる見込みである。 <p>AFS ライセンスにおける金融サービス、金融商品の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業者は、金融サービスとして、一般に「アドバイス」、「ディーリング」、(カストディアンの場合には)「保管または預託サービス」を選択する。登録ファンドの運用会社は、更に、「登録スキームの運用」を選択する(Responsible Entity と呼ぶ)が、これは約 490 社ある。登録ファンドは、約 3,900 ファンド存在する。AFS ライセンスの保有会社であっても、金融サービス、金融商品の種類によって、(リスクの種類、顧客保護のレベルが異なるため)求められる要件は異なる。 ・金融サービス、金融商品全体をカバーする AFS ライセンスはなく、自社に必要なものを選択し、認可を受ける必要がある。それぞれの金融サービス、金融商品ごとに能力、経験が問われるためである。申請会社は当初より広いカテゴリー、多くのサービスを選択するが、ライセンス認可の要件が厳しくなるために、ASIC としては、自社に必要な狭い範囲を選択するようにオファーしている。 <p>AFS ライセンスの申請プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AFS ライセンスは、一つのプラットフォームでまとまっており、ライセンス付与のプロセスは電子化も図られている。申請フォームは、全ての質問項目に回答する必要はなく、前の質問への回答に基づき、関係するもののみが問われる仕組みである。申請フォームの提出に加えて、証明書類の提出も求められる。証明書類は、ビジネスの説明、責任者等の体制の説明、必要な経営資源、職業賠償保険等、金融サービスを提供するに当たってのコンプライアンス体制、リスク管理体制を問うものである。 <p>ライセンス付与に対する ASIC の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASIC は AFS ライセンスの付与について、積極的にアセットマネジャーを増やすための試みを行っているわけではない。既に、資産運用業界には多くの業者が参入しており、コンペティティブである。不必要な規制を行うつもりはないが、ASIC では、ASIC Enforcement Review Taskforce による提言、又はロイヤルコミッションの最終報告に対するアクションプランにもある通り、ライセンス申請会社のガバナンス体制に重点を置いている。資産運用業界への参入はマーケットが決めることである。 ・ASIC は AFS ライセンスもファンドの登録も、それぞれ統一のプラットフォーム(One consolidated regulatory platform)を導入している。システムの利用者、データ処理を行う ASIC にとっても透明性、利便性を高めるための試みを継続している。ファンドの登録については、CCIV、ASIC の制度導入もあり、これも含めた統一のプラットフォーム構築のための改善に取り組んでいる。

全般事項

- ・オンラインによる AFS ライセンス申請は随分前から導入されており(10年以上)、最近手続に大きな変化はない。標準化されていると言われているものの、回答に慣れていなければ、初めての申請会社にとって、ASIC が求めている事項を回答するのは容易ではないであろう。
- ・AFS ライセンスは個人で取得することも可能だが、個人でライセンス申請するケースは最近ではまれである。当該個人一人が責任者となるが、キーマンリスクもあり、ASIC はリスク分散も求めており、個人でのライセンス取得は最近では難しい。

AFS ライセンスにおける金融サービス、金融商品の選択

- ・資産運用業者として通常選択する金融サービス種類は、「アドバイス」と「ディーリング」である。一般的な販売・マーケティング資料を提供するだけでも、ファンドの運用方針やリスクを説明することが「アドバイス」に該当すると解釈される。運用するファンドの中で金融商品の売買を行うため(ブローカーディーラーではないが)「ディーリング」も選択する。更に公募ファンドを運用する場合は、「登録ファンドスキームの運用」も選択する。

ライセンス申請手続

- ・AFS ライセンスの申請はオンラインで行う。申請会社が望まなければ、ASIC と直接会話をする必要はなく、訪問も求められない。ASIC は不適切な業者を防ぐ手段として、証明書類のチェックを行う。具体的には、申請会社(責任者)のバックグラウンドチェックとして、経歴、犯罪歴チェック、破産チェックを行う他、外部の第三者によるパーソナルビジネスリファレンス(推薦状)を求めている。パーソナルビジネスリファレンスには推薦者の連絡先も記載されており、ASIC は必要に応じて推薦者に更なる照会を行うこともできる。
- ・ASIC はライセンス申請のためのリスクシステムを持っていて、様々なリスクトリガーが設定されている。すなわち、海外や特定の国の申請者による申請の場合には、リスクに応じてより深度ある審査が行われる。特定の金融サービス、例えば、最近では為替取引や為替デリバティブをリテール顧客向けに提供する場合にもリスクは引き上げられる。追加の証明書類は、レギュラトリーガイドに示されていると説明はなされているが、ASIC はいかなる追加資料も求めることができる。
- ・ライセンス申請会社にとって困難なのは、責任者に求められる要件を満たすことである。責任者には、能力と(直近の)経験の双方(コンビネーション)が求められている。例えば、デリバティブの運用経験が20年あっても、直近3～5年で当該業務から離れていると、要件を満たしていないとみなされる。資格要件が求められるケースでは、海外の同等の資格であってもオーストラリアと差があれば、差を埋めるためのトレーニング受講が求められる。
- ・証明書類については、文法の正確性、フォーマットなどは問われない。内容が重要である。

アウトソース/人数について

- ・アウトソースは、機能によって可能である。コンプライアンス、リスク管理、リーガル、オペレーション、IT 等のミドル・バックオフィス機能はアウトソースが可能である。ただし、それらの機能についても責任者(Responsible Manager)は社内に置く必要がある。責任者は最低人数の求めはないが、キーマンリスクがあるために、2人がミニマムとは考えられる。小さな運用会社で3人のところは一般にある。

ライセンス認可までの期間

- ・ライセンス認可までの期間については、以前と比較して長くなっている。5年前は、申請後28日(約1か月)で事前審査がなされ、トータル2～3か月でライセンスの認可を受けることができた。最近では、申請会社には、6～12か月は要すると説明している。
- ・具体的なケースとして、非常にシンプルなライセンス申請であったが、2018年3月申請を行い、付与されたのは2019年12月であった(9か月を要した)。アナリストがアサインされるまでの事前のコンプライアンス

チェック完了まで 3 か月を要し、実際の審査が開始するまで更に 1 か月要した。別のケースとして、テクノロジーベースのスタートアップ企業(フィンテック企業)がライセンスを申請したケースでは、認可を受けられるか否かわからず長期間待たされ、不満を持っているケースもあった。

- ・近年、ASIC を含め連邦政府機関は効率化のために人員を削減している。ASIC においても同様に、ライセンスアナリスト(審査担当官)は減少しており、聞いたところでは、一人で 80~100 件のライセンス申請を抱えている。ロイヤルコミッションもあり、ASIC は審査においてもコンサーバティブになっているのではないかと推察している。ASIC のライセンスアナリストに個人的に聞いたところでは、責任者のバックグラウンドチェックに重点を置き時間がかかっていると説明を受けている。

ライセンスアナリスト

- ・ライセンスアナリストの皆がサポータータイプと言う訳ではない。ライセンスアナリストにはジョブローテーションはなく、通常、審査の期間中に担当変更は生じない。しかし、金融機関の業務経験がないために、ビジネス、金融機関のオペレーションに関する知識、リスク管理のフレームワークなど、十分な知識を持っていないライセンスアナリストもあり、個人によって対応に差がある。

ライセンス費用

- ・ライセンス取得の支援業者としての費用は、ビジネスのサイズ、複雑性により、25,000 豪ドルから 80,000 豪ドルと幅がある。ホールセール向けの資産運用業者で 50,000 豪ドル程度である。安価な専門業者が市場の 5 割から 7 割を占めているが、弁護士事務所、会計事務所にも一定のニーズはある。特に既存のビジネス関係を有する海外の金融機関に対して税務、ビザ申請取得の支援と併せて業務を提供するケースが多い。

2019年3月19日10時～11時 資産運用業者(P社2名)

全般的事項

- ・ライセンスの申請、変更の経験について、2018年に子会社において金融サービスの種類として「一般的なアドバイス」を追加するための変更申請を行ったが、申請から認可まで15か月を要した。15か月というのは、ASICがサービス憲章で示しているターゲット期間を大きく超えたものである。2015年には新たな子会社のライセンス申請(サービス種類は「アドバイス」「ディーリング」及び「保管および預託」)を2月に提出し8月に認可が行われたため、6か月程度を要した。現在2件の変更申請を行っている最中である。
- ・当社は既存ビジネスにおいて複数のグループ会社がそれぞれ AFS ライセンスを保持している。ガバナンス体制等はレバレッジが効くために十分に備わっていると考えているが、変更申請であっても、新規申請と同等の証明書類が求められる。10～12 ページにわたる業務内容の説明に加えて、責任者(Responsible Manager)の業務上の役割、日々の業務内容、過去の業務経験、CV 等、多く書類が求められる。既にライセンスを取得している機能に関する全般的な説明に対して追加の質問等がある場合は合理的でないと考えている。
- ・申請プロセス自体(申請のためのアプリケーション、申請フォーマット等)は難しいものではないと認識しているが、すでに AFS ライセンスを保持する(ライセンスに必要な機能を有する)大手金融機関であったとしても、数多くの書類が必要である点、ライセンス認可に関して厳格に審査が行われライセンス付与までの期間が長期化している点に不満を感じている。
- ・ロイヤルコミッションは銀行や販売会社を対象としたものであり、資産運用業者やファンドに対するものではないため、ライセンス認可にあたっての直接的な影響はないと認識しているが、ASIC のリソースは限られており、(銀行や販売会社も AFS ライセンスは必要であるから、) AFS ライセンス手続は全体として時間がかかっているのではないかと。

ライセンスアナリスト

- ・ASIC 担当官(ライセンスアナリスト)とのコミュニケーションはメールにより行われる。電話には基本的には応じてくれない。ASIC への訪問は必要ない。ASIC 担当官は、退職等しない限り、ライセンスプロセスの途中でジョブローテーション等により変更することはない。
- ・ASIC 担当官は、ビジネスに精通している担当官とそうでない担当官で差があると感じられる。時にはライセンス申請を行っている金融サービスや金融商品、これに関するリスクとは関係のない、実質的な意義のない質問がなされると感じることもある。

ライセンス申請支援業者

- ・当社では、グループ子会社の多くのライセンス申請、変更を行っていることから経験も蓄積されており、自社でライセンス申請を試みるが、必要に応じて外部弁護士の支援は仰ぐ。スタートアップ企業がライセンス申請をする場合、ASIC が期待する水準の証明書類を作成するためには支援業者の利用は必須であろう。

コスト

- ・証明書類等の作成に内部リソースの膨大な時間を要するため、これは実質的には大きなコスト(機会損失)となる。外部のライセンス支援業者を利用した場合には、これに対する報酬も必要となる。
- ・FSC への加入は必須ではなく、ライセンス申請の過程で問われることはない。AFCA への加入はライセンス認可に必須であり、そのコストは AFCA のウェブサイト上で開示されている。

2019年3月19日 11時半～12時 FSC(1名)

(FSCは、AFSライセンスには直接の関与はないため、有意な意見は限定的であった。)

AFSライセンス取得までのプロセス

- ・7年前に資産運用業者に所属していた時の経験では、人的要件の確認として主要な業務の責任者に対する適格性チェックで6か月以上を要し、その後追加の申請書類等の対応で数か月要した。
- ・責任者の資質(業務に対する知識・経験)が主要な確認項目だったと認識している。
- ・当時の申請でも外部の弁護士事務所を利用した。
- ・時間がかかった要因は明示されていないがASICにおけるリソース不足ではないかと推察する。

2019年3月20日 9時半～10時半 資産運用業者に対するサービスプロバイダー、トラスティー (E社1名)

(E社は、伝統的な大手トラスティーカンパニーであり、直近でAFSライセンスの取得、変更はなく、有意な意見は限定的であった。)

- ・自社は、ファンドのトラスティーとして、ファンドの登録(レジストレーション)のためにASICと頻繁にやり取りをしている。自社のトラスティーとして必要なAFSライセンスは、過去に取得しており、ライセンス付与の現状に関してはあくまで業界に身を置いている立場としての印象に基づく。
- ・印象として、ライセンス付与に係る期間は長くなっている。これはファンドの登録に要する期間も長くなっていることから推察できる。ファンドの登録は過去(6、7年前)簡単にできたが、現在は、高齢者に対して不適切な商品が販売されていたことなどから、ファンドの登録にあたっては事前に販売戦略、販売チャネルを確立するなどが求められ、審査は厳しくなっている。審査は、以前は提出資料があるか否かチェックしただけであったが、その中身も見られるようになっている。審査のためのASICのリソースも不足していると印象を持っている。

2019年3月20日12時～13時 会計事務所(P事務所責任者1名)

全般事項

- ・ライセンス取得に要する期間は、申請会社には1年かかると説明している。5年前であれば2～3か月と説明していた。法律は変わっていないが、ASICがライセンスを簡単に付与したためか、金融機関に対するコンプライアンスモニタリングの結果、金融商品のリスクが十分に説明されずに高齢者に不適合な金融商品が販売されたケースなど、法令違反等でライセンスの取り上げが必要なケースが近年頻発した。金融市場の拡大に伴い、AFSライセンス申請も増加傾向にあるが、ASICにおいてもロイヤルコミッションに基づく金融機関検査で人員が不足している。
- ・申請会社における、業務執行能力、業務経験も求められる。例として、不動産と株式のファンドの運用経験が十分にある申請会社(責任者)が、新たな金融商品としてデリバティブを選択したが、デリバティブの運用経験がないため、経験者の採用が求められたこともある。これらの要因が合わさって全体的に時間を要する結果となっている。

レギュラトリーガイド

- ・去年の支援事例として、グローバルの大手金融機関であり、自社グローバルコンプライアンス部門がオーストラリアのライセンスに係る法規制も全て確認した会社があったが、結局自社で申請をすることをあきらめ支援を求められた。9割の申請会社は、自分で法規制、レギュラトリーガイドすら見ることはないであろう(大量にあり解釈困難であるため、又は時間が十分でないため)。オーストラリアの会社法(Corporations Act 2001)がライセンスを規定しており、ASICもレギュラトリーガイドを用意しているが、レギュラトリーガイドは100を超え、かつ一つが200ページを超えるものもある。自分たち専門家が読んでも解釈が難しい点がある。

ライセンス申請支援業者

- ・ライセンス申請は、申請会社自身で行うことは困難であり、通常申請支援事業者が行う。オンライン申請システムであっても、自身が行うサービスに照らしていずれを選択すべきか判断が難しい。例えば、フィナンシャルアドバイスだけでもサービスの選択が難しい。一般的なアドバイスか、個人的なアドバイスか等、サービスの選択肢が多すぎていずれを選択すべきか判断が困難である。証明書類についても申請会社が自分で作成するとクオリティが低くなり、ASICの期待値に届かず、問題なく受理されることは困難である。結局、ASICの期待値を理解した経験のある支援業者の支援が必要となる。ASICに対して電話で問い合わせることも一般には容易ではない(回答を得ることは難しい)が、自分たちは支援業務の経験を通じて、問い合わせるべきASICの担当者(責任者)とは関係を構築している。

2019年3月20日14時～15時 資産運用業者と弁護士事務所(Y社1名、A事務所1名)

全般事項

・ライセンスの取得は、最近難しくなっており、時間もかかっている。かつてはASICの求めに応じた証明書類が備わっているか、書類の中身よりも形式的な有無が問われていたが、最近では実質的な責任者の能力(経験、専門性)の説明が最も求められている。新興の運用会社にとってライセンスの取得は難しくなっているのではないかと。

・ライセンス取得を支援するA事務所では、ライセンス取得期間として以前は、事前準備に1～2か月、申請後審査完了までに3～4か月かかると申請会社に説明していたが、2018年のASICサービス憲章では、より長いターゲット期間が示されている。実際にA社が2018年にサポートしたライセンス申請では9か月を要している。このケースでは、申請してからアクトレッジ(受理)されるまでに2か月を要したが(オンラインでの申請のため、受理されたか否かが不明であり、数度フォローアップも行った)、受理後更に2か月音沙汰がなく、その後は想定していたほどの追加資料の提出が求められなかった。以前はより早いリアクションがあり、追加質問もより深度あるものであったが、直近ではロイヤルコミッションへの対応などもあり、ASICはGood Shapeでない(業務多寡であり十分なリソースが備わっていない)のではないかと。

・Y社は2016年に組織変更に伴い、AFSライセンスの変更申請を行っている。2016年6月に申請、2016年12月にライセンス変更を完了した。2016年当時であったため、現在と比べると比較的早かったと認識しているが、Y社のような業界大手によるライセンスの変更申請であっても相応の期間は要した。オンラインではあるが、全てがオンラインなわけではなく、申請書類をマニュアルで作成(eメールで提出)する点などもありライセンス申請手続はスムーズとは言えない。

ライセンス申請支援業者

・弁護士事務所などのライセンス申請支援業者がAFSライセンス申請を支援している。申請書類の作成について、ASICは、申請書類はビジネス文書であるためライセンス申請支援業者ではなく会社自身が作成すべきとの見解を示しているが、大量のドキュメントをライセンス申請会社自身で作成することは困難である。結果、ライセンス申請支援業者がひな形を提供し、これを適宜加工するなど支援業者が全面的に作成を支援している。証明書類は、以前は定型的なひな形でも受け入れられたが、最近では実態を反映したものであること(証明書類の中身)が問われている。

・ライセンス申請支援業者としては、弁護士事務所以外にも、会計事務所、専門のコンサルタントがある。専門のコンサルタントが比較的安価であるが、ライセンスに係るレギュレーションは単純ではなく、AFSライセンス申請は、金融サービスの種類の選択など法的な選択も迫られるため弁護士事務所による支援が現実ではないかと考える。

ライセンスアナリスト

・ライセンスアナリストはアサインされるが、eメールによるコミュニケーションが主なものとなる。電話も行うが、簡単なフォローアップなどの会話がなされるのみである。対面のコミュニケーションは原則求められない。また、ASIC担当者の資質に関して、経験で差がある。過去のライセンス付与、規制環境に関する経緯を知っているか否かで、ASIC担当者の対応にも差が出てくる。Y社を担当した担当官は就業時間を終えても対応してくれたなど、協力的であったが、対応が遅れるのは抱える業務量が多すぎるのが原因と考える。

AFSライセンス申請システムとガイダンス

・申請システムやレギュラトリーガイドは、専門のコンサルタントであれば理解できるであろうが、普段接していなければ分かり易いとは言えない。

コスト

・AFS ライセンス申請支援事業者への費用に関しては業界の要望もあり(安価であることに越したことはない)、A 事務所では、全面的な支援から、コンプライアンスコンサルティング(一部支援)など、報酬額は幅を持たせている(15,000 豪ドル~20,000 豪ドル)。ASIC ライセンス費用は近年増額している。

人数、組織体制

・業務提供にあたり十分なリソースと経験は備わっている必要があるが、特段人数について問われていない。コンプライアンス、リスクマネジメントなど、必要なファンクションは外部委託も可能であり、外部委託先は豊富にある。

2019年3月20日16時半～17時半 資産運用業者(M社2名)

全般的事項

・2018年4月後半に準備開始、2018年6月28日に申請、2018年9月にAFSライセンスを取得した。他社と比較してとても早く、リーズナブルな期間内にライセンスが取得できたと認識している。要因としては以下が考えられる。

1. 専門のコンサルタント(外部ライセンス取得支援事業者を利用)のクオリティが高かった(できればライセンスの取得は自分で行いたかったが、そのプロセスはシンプルではなく、外部ライセンス取得支援事業者を利用する必要があった)。
2. 提供するサービスが全般にリスクの低いものであった。顧客もホールセールを前提としている(金融サービスは、助言(ホールセール向けの一般的なアドバイス)とディーリングを選択)。
3. 申請書類を過不足なく用意できた。申請後の追加質問も3つのみ、予想の範囲内の質問で回答も困難ではなかった。
4. 設立時の3人の責任者(Responsible Manager)の能力、経験も豊富であり、豪最大手投資銀行の頭取によるビジネスリファレンスがあったことも大きい。

ライセンスアナリスト

・ライセンス申請期間中、ライセンスアナリストがアサインされるものの、直接の対話は望んでいないようであり、そこまで協力的とは言えない。断定的な回答を得ることはできなかった点、行政機関として組織が決定するためであろうことは理解できる。フラストレイティングだったのは、疑問点を確認しようとしても、レギュラトリーガイドの該当箇所を示すだけで、直接的な回答は得られなかった点であり、結果として専門のコンサルタントに大いに依存することとなった。

法規制の明瞭性

・金融ビジネスという性質上、ライセンスに関する規制は複雑であってもやむを得ないと考える。なお、レギュラトリーガイド、オンライン申請システムがあるものこれらは明瞭とは言えない。オンライン申請で選択肢が示されているものの、どちらとも回答できる項目もある。AFSライセンスのいずれの金融サービス・金融商品を選択すればよいかは明瞭ではない。例えば、運用資産のリスクヘッジ(プロテクション)を考えていたが、金融商品として、デリバティブか保険(Insurance)のいずれを選択するかといった点が不明瞭であり、結局は双方を選択した。

コスト

・ライセンス費用は2018年7月の費用テーブル改定前の申請であったため(一律1,485豪ドル)、リーズナブルであったと言える。現在は業務の複雑性等に応じて変動、増額しているものと理解している。専門のコンサルタントの報酬は一律20,000豪ドルと理解しているが、自身が利用した専門コンサルタントは、タイムチャージであり、結果、10,000豪ドルであった。

人員数

・人数について、当初申請時の責任者は3人であったが、特段最低何人という決まりはないと理解している。コンプライアンスの外部委託を想定していたが、全ての責任者がこれに責任を持てるだけの十分な、能力、経験、専門性を有している。

業界団体への加入

・業界団体等への入会については、AFCAに入るのが必須となる。FSCに加入する法的義務はなく、同業他社との関係構築等、ビジネスの観点から加入を検討している。

書面回答 1. 資産運用業者(X社)

AFS ライセンスの内容及び認可までの期間

- 取得した AFS ライセンスのタイプは、(a) 金融商品に関する助言(アドバイス)の提供、(b) 金融商品の取り扱い(ディーリング)であり、2018 年 12 月に認可を取得した。
- ライセンス認可までの期間は、申請までに 2~3 か月、申請後認可までに 9 か月の計 11 か月要した。ライセンス申請までの期間は想定通りであったが、申請後は ASIC における認可待ち案件が多かったことにより、審査手続に時間がかかったと認識している。

ライセンスプロセスに関する所見

- 申請プロセス自体は一貫したプロセスだと認識している。
- 認可にあたっての ASIC との連絡は eメールおよび電話によるが、回答は基本的に遅い傾向にある。
- 申請にあたっての提出書類は、資格や経験に関する補助資料としてリスクに対して完全かつ適切な要求であると認識している。
- 担当ライセンスアナリストは、申請会社の実施する業務がオーストラリアにおいて実務が確立されていない業務であることを認識していたため、予備的な評価段階で対処を求められる事項があった。
- 業界団体への加入は必須ではないが、外部紛争解決機関である AFCA への加入は必須となっている。

調査対象(法令規則、参考文献)

Corporations Act 2001:<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00031>

Financial Services Reform Act 2001:<https://www.legislation.gov.au/Details/C2005C00498>

Corporations (Fees) Regulations 2001:<https://www.legislation.gov.au/Series/F2001B00275>

ASIC Media Release 04-088 Overview of ASIC's implementation of the Financial Services Reform Act:
<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2004-releases/04-088-overview-of-asics-implementation-of-the-financial-services-reform-act/>

ASIC e-Licensing: Sample application List of all questions that may be asked in the AFS license application:
<https://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/applying-for-and-managing-an-afs-licence/sample-afs-licensing-application/>

ASIC REPORT 611 Overview of licensing and professional registration applications: July 2017 to June 2018:
<https://asic.gov.au/regulatory-resources/find-a-document/reports/rep-611-overview-of-licensing-and-professional-registration-applications-july-2017-to-june-2018/>

ASIC Service Charter:
<https://asic.gov.au/about-asic/what-we-do/how-we-operate/asic-service-charter-results/asic-service-charter/>

ASIC Enforcement Review Taskforce Report:
<https://treasury.gov.au/review/asic-enforcement-review/r2018-282438>

Australian Government response to the ASIC Enforcement Review Taskforce Report:
<https://treasury.gov.au/publication/p2018-282438>

Final Report Royal Commission into Misconduct in Banking, Superannuation and Financial Services Industry:
<https://financialservices.royalcommission.gov.au/Pages/default.aspx>

ASIC update on implementation of Royal Commission recommendations:
<https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2019-releases/19-035mr-asic-update-on-implementation-of-royal-commission-recommendations/>

ASIC レギュラトリーガイド RG1 AFS Licensing Kit: Part 1—Applying for and varying an AFS license

ASIC レギュラトリーガイド RG2 AFS Licensing Kit: Part 2—Preparing your AFS license or variation application

ASIC レギュラトリーガイド RG3 AFS Licensing Kit: Part 3—Preparing your additional proofs

ASIC レギュラトリーガイド RG36 Licensing: Financial product advice and dealing

ASIC レギュラトリーガイド RG104 Licensing: Meeting the general obligations

ASIC レギュラトリーガイド RG105 Licensing: Organizational competence

ASIC レギュラトリーガイド RG146 Licensing: Training of financial product advisers

ASIC レギュラトリーガイド RG165 Licensing: Internal and external dispute resolution

ASIC レギュラトリーガイド RG166 Licensing: Financial requirements

ASIC レギュラトリーガイド RG167 Licensing: Discretionary powers

ASIC レギュラトリーガイド RG175 Licensing: Financial product advisers—Conduct and disclosure